別表（第4条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 委員会名 | 組織 | 審議事項 | 主管課等名 | | 入学試験委員会 | 1. 委員長   北海道教育大学教職大学院教員会議の運営に関する内規（令和3年3月8日制定）に基づき設置される代表者会議（以下「代表者会議」という。）の構成員の中から教職大学院長が指名する者   1. 委員   ・札幌校，旭川校，釧路校及び函館校（以下「各校」という。）の教職大学院長補佐  ・教職大学院の教員（専門職大学院設置基準第5条第2項の規定に基づき教職大学院の教員を兼ねる教員を除く。以下同じ。）各校から各1人  ・学部の教員（専門職大学院設置基準第5条第2項の規定に基づき教職大学院の教員を兼ねる教員をいう。以下同じ）各校から各１人 | (1) 入学選抜の基本方針の調査及び研究に関する事項  (2) 入学試験の実施に関する事項  (3) 教育の質保証に関する事項のうち学生受入に関する事項  (4) その他入学試験に関する事項 | 入試課 | | カリキュラム委員会 | (1) 委員長  代表者会議の構成員の中から教職大学院長が指名する者  (2) 委員  ・教職大学院の教員　各校から各2人  ・学部の教員　各校から各１人 | (1) カリキュラムの調査及び研究に関する事項  (2) カリキュラムの編成及び実施に関する事項  (3) 学生の入学及び修了等その他在籍に関する事項  (4) 学生の学位に関する事項  (5)教育の質保証に関する事項のうち，教育課程に関する事項  (6) 図書の購入，管理及　び運用に関する事項  (7) その他学生の教育・図書に関する事項 | 教育企画課 | | 実習委員会 | 1. 委員長   代表者会議の構成員の中から教職大学院長が指名する者  (2) 委員  ・教職大学院の教員　各校から各2人  ・学部の教員　各校から各1人 | (1) 学校における実習の運営方針に関する事項  (2) 学校における実習の実施に関する事項  (3) 学校における実習の指導及び評価に関する事項  (4) その他学校における実習に関する事項 | 教育企画課 | | 教学アセスメント委員会 | (1) 委員長  　カリキュラム委員会委員長  (2) 委員  ・教職大学院の教員　各校から各2人  ・学部の教員　各校から各1人 | (1) 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定められている到達目標の達成状況の把握に関する事項  (2) 学修に係る各種データの分析に基づく教育課程の自己点検・評価及び必要な改善に関する事項  (3) 教育委員会への報告に関する事項  (4) その他前各号に関連する事項 | 教育企画課 | | 学生支援委員会 | (1) 委員長  代表者会議の構成員の中から教職大学院長が指名する者  (2) 委員  　　教職大学院の教員　各校から各1人 | (1) 学生支援の調査及び研究に関する事項  (2) 学生の団体，活動及び生活に関する事項  (3) 学生の奨学に関する事項  (4) 学生寮に関する事項  (5) 学生の賞罰に関する事項  (6) 教育の質保証に関する事項のうち学生支援に関する事項  (7) その他学生支援に関する事項 | 学生支援課 | | 授業改善・ＦＤ委員会 | (1) 委員長  代表者会議の構成員の中から教職大学院長が指名する者  (2) 委員  　　教職大学院の教員　各校から各2人 | (1) 授業改善の調査及び研究活動に関する事項  (2) ＦＤの調査及び研究活動に関する事項  (3) ＦＤ推進のための方策の策定に関する事項  (4) その他授業改善及びＦＤに関する事項 | 教育企画課 | | 自己評価委員会 | (1) 委員長  代表者会議の構成員の中から教職大学院長が指名する者  (2) 委員  　　各委員会の委員長 | (1) 自己評価等の企画及び立案に関する事項  (2) 教職大学院の認証評価に係る点検及び評価に関する事項  (3) 教職大学院の中期目標・中期計画の実施状況に係る点検及び評価に関する事項  (4) 教職大学院の教育研究活動における自己点検及び評価に関する事項  (5) 自己評価等の結果に係る外部評価の企画及び立案に関する事項  (6) その他評価に関する事項 | 教育企画課 | | 人事計画委員会 | (1) 委員長  代表者会議の構成員の中から教職大学院長が指名する者  (2) 委員  各校の教職大学院長補佐 | (1) 教員の人事に係る総合的計画及び方針の策定に関する事項  (2) 教員の採用等開始の発議に関する事項  (3) その他教員の人事に関する必要な事項 | 人事課 | | 広報委員会 | (1) 委員長  代表者会議の構成員の中から教職大学院長が指名する者   1. 委員   　　教職大学院の教員　各校から各1人 | (1) 広報の基本方針に関する事項  (2) 広報の企画に関する事項  (3) ホームページの企画に関する事項  (4) その他広報に関する事項 | 総務課  入試課 | | 予算施設設備委員会 | (1) 委員長  代表者会議の構成員の中から教職大学院長が指名する者  (2) 委員  　　教職大学院の教員　各校から各1人 | (1) 配当予算の配分及び執行に関する事項  (2) 特別経費等に係る情報提供並びに配分及び執行に関する事項  (3) 各種予算要求の検討及び実施に関する事項  (4) 各種委員会等からの希望予算の聴取及び調整に関する事項  (5) 関係施設の整備及び　新設等に関する事項  (6) その他予算施設設備に関する事項 | 経理課  施設課  教育企画課 | | 研究紀要編集委員会 | (1) 委員長  代表者会議の構成員の中から教職大学院長が指名する者  (2) 委員  　　教職大学院の教員　各校から各1人 | (1) 研究紀要の発行に関する事項  (2) 研究紀要の内容の改　善に関する事項  (3) その他研究紀要に関する事項 | 教育企画課 | | 情報機器委員会 | (1) 委員長  代表者会議の構成員の中から教職大学院長が指名する者  (2) 委員  教職大学院の教員　各校から各1人 | (1) 視聴覚・情報機器（双方向遠隔授業システム等）の保守点検に関する事項  (2) 年間授業の予約・管理（双方向予約管理システム）に関する事項  (3) 教職大学院が保有するＰＣ等の管理・運用に関する事項  (4) 学生の校内におけるＰＣ等情報機器の使用に関する管理・指導に関する事項 | 教育企画課IT総合管理室 | |